

大阪高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 処分無効確認等請求控訴事件

国側当事者・国

令和2年3月19日棄却・確定

（第一審・大阪地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、令和元年11月1日判決、本資料・徴収関係判決平成31年（令和元年）判決分（順号2019-28））

判 決

控訴人（原告）	X 1 (以下「控訴人X 1」という。)
控訴人（原告）	X 2 (以下「控訴人X 2」という。)
上記両名訴訟代理人弁護士	赤松 修明
同	山本 峻義
同	矢谷 弘和
被控訴人	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
同指定代理人	熊田 篤
同	市谷 諭史
同	油野 将人
同	堀 眞一郎
同	田中 久恵
同	橋本 毅

主 文

本件控訴をいずれも棄却する。
控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人X 1に対し、1406万6681円のうち1000円を支払え。
- 3 被控訴人は、控訴人X 2に対し、2956万8204円のうち1000円を支払え。
- 4 前記2、3につき、仮執行宣言。

第2 事案の概要

- 1 大阪国税局徴収職員は、平成30年5月31日、控訴人X 1の滞納国税（以下「本件滞納国税」という。）を徴収するため、控訴人らが居住する肩書住所所在地の家屋（以下「控訴人方」という。）を捜索し、控訴人方1階において、金銭（以下「本件金銭1」という。なお、差し押さえた金銭額には争いがある。）を差し押さえる処分（以下「本件差押処分1」とい

う。)をするとともに、控訴人方2階において、金銭2856万8204円(以下「本件金銭2」という。)を差し押さえる処分(以下「本件差押処分2」といい、本件差押処分1と併せて「本件各差押処分」という。)をした。

- 2 本件は、①控訴人X1が、(ア)大阪国税局徴収職員が控訴人方の搜索(以下「本件搜索」という。)の際に控訴人X1に暴行を加えた行為及び(イ)同職員が本件差押処分1において控訴人X1の所有に属さない預り金である本件金銭1の差押えをし、実際に差し押さえた金額より少ない額を差押調書に記載して、同額を本件滞納国税に充当した行為は、国家賠償法(以下「国賠法」という。)の適用上違法であって、これらの違法行為により財産的損害及び精神的損害を被ったと主張して、被控訴人に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金1406万6681円(当審では内金1000円)の支払を求めるとともに、②控訴人X2が、大阪国税局徴収職員が本件差押処分2において控訴人X2の所有する本件金銭2を控訴人X1の所有と認めて差押えをした行為は、国賠法の適用上違法であって、前記違法行為により財産的損害及び精神的損害を被ったと主張して、被控訴人に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金2956万8204円(当審では内金1000円)の支払を求めた事案である。

- 3 国税徴収法(以下「徴収法」という。)の定め
原判決「事実及び理由」第2の2を引用する。

- 4 前提事実
原判決「事実及び理由」第2の3を引用する。

- 5 争点
原判決「事実及び理由」第2の4を引用する。

- 6 争点に関する当事者の主張の要旨
原判決「事実及び理由」第2の5を引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 認定事実
原判決「事実及び理由」第3の1を引用する。

- 2 国賠法上の違法性の判断枠組みについて
原判決「事実及び理由」第3の2を引用する。

- 3 争点(1)(本件搜索時の行為に係る国賠法上の違法の有無)について

(1) 原判決の引用

後記(2)のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」第3の3を引用する。

(2) 付加説明

ア 控訴人X1は、平成30年6月2日、外傷後の頭痛、嘔気、めまいが持続するとして、F救急科を受診し、担当医師は、控訴人X1が訴える上記症状は打撲後の脳震盪で説明可能であるとする内容のG病院脳神経外科宛の診断情報提供書(紹介状)(甲1)を作成している。

しかし、上記診療情報提供書には、頭部CT検査を実施したものの、明らかな頭蓋内病変や麻痺等はなく、眼球運動も問題なく、症状は食事を口にしたときのみの間欠的な症状で、それ以外は平生通り過ごしているとの記載がある。

また、上記診療情報提供書には、控訴人X1が暴行を受けたと主張する頭部、顔面(眼球等)、肩、手等についての外傷の有否及び程度についての記載がないうえ、「X1様は

5/31の午前9:30に自宅に「大阪国税局」と語る約20人の男性が訪れ、コンクリートの地面に引き倒されて暴行を受けたとのこと。左側頭部・左眼球付近をコンクリートで打ち付け、頭部・背部・腰部を殴る蹴るの暴行を受け、その後、東灘警察で一晩拘留されたとのこと。との記載の直後に「(事の真相はわかりません)」との記載がある。

以上によると、上記担当医師が上記診療情報提供書を作成したからといって、控訴人X1が本件捜索時に頭部、顔面、背部、腰部、手等に暴行を受けたものと認めることはできない。

イ H外科内科の担当医師は、平成30年6月22日付けで、頭部打撲傷により、同月5日から約30日の安静加療を必要とし、経過により日数、病名の変更があるとの診断書を作成している。

しかし、上記担当医師作成の上記診断書には、頭部打撲傷により「6月5日から約30日の安静加療を必要とします」との記載があるにすぎず、頭部打撲傷の具体的な発生状況や症状についての記載がないし、頭部打撲傷以外の頭部、顔面（眼球等）、肩、手等についての外傷の存否及び程度についての記載がない。

また、控訴人X1は、頭部X線検査及び頭部CT検査を受け、頭部外傷、顔面打撲、左眼眼部付近の打撲、左腕・左手親指の打撲捻挫等の診察を受けたと主張しているが、上記診断書には、上記検査結果及び診察内容を明らかにする記載はないし、これらを明らかにする足る診療録等は提出されていない。

以上によると、上記担当医師が上記診断書を作成したからといって、控訴人X1が本件捜索時に頭部、顔面、背部、腰部、手等に暴行を受けたものと認めることはできない。

ウ 前記イ・ウによると、徴収職員のBらが、本件捜索時に控訴人X1を玄関前通路に押し倒し、控訴人X1の左側頭部、左肩等を強打し、頭部、顔面や左腕に傷害を加えた旨の控訴人らの供述は、客観的な裏付証拠に基づかない信用性の乏しいものであり、採用できない。

控訴人X1が本件捜索時に徴収職員のBらから暴行を受けたことを認めるに足る的確な証拠はない。

なお、本件捜索時に控訴人X1が逮捕された経緯は、徴収職員らが作成した調査報告書（乙5の1～6）のとおり、控訴人X1が玄関ドアを閉めようとして、玄関ドアの開口部に差し入れていたDの左足つま先部分を右足で蹴るといふ公務執行妨害行為をしたためであることが明らかである。

4 争点（2）（本件差押処分1に係る国賠法上の違法の有無）について

（1）原判決の引用

後記（2）のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」第3の4を引用する。

（2）付加説明

ア 本件差押処分1により差し押さえられた金銭（本件金銭1）の額について

控訴人らは、本件和室内には、徴収職員の調査報告書（乙5の1～6）に記載されている以外に、控訴人X1が依頼者から預かった金銭1000万円があり、徴収職員は上記金銭1000万円の占有を違法に取得したと主張する。

しかし、控訴人らは、本件和室内において、上記金銭1000万円がどのような形態で

保管されていたのかについて具体的に明らかにしていないうえ、徴収職員の調査報告書（乙5の1～6）の記載及び写真を検討しても、控訴人らが主張する上記金銭1000万円が本件和室内に保管されていたとは認められない。上記金銭1000万円が本件和室内に存在したことを認めるに足りる的確な証拠はない。

徴収職員の調査報告書（乙5の1～6）の記載及び写真は、本件差押処分1に係る差押調書（乙1の1）の記載と整合しており、信用性に疑いを挟む証拠は見当たらず、これによれば、本件差押処分1により差し押さえられた金銭（本件金銭1）の額は306万6681円であったことが明らかである。徴収職員らが、本件和室内の金銭について上記金額を超える差押えをしたとは認められない。

したがって、控訴人らの主張は採用できない。

イ 本件金銭1が控訴人X1の所有に属するかについて

本件金銭1に係る原判決説示の具体的な保管状況等からすると、控訴人X1が本件金銭1の占有をしていたと認められる。

控訴人らは、本件金銭1のうちの303万5001円は控訴人X1が友人から同窓会費等として預かったものであると主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はない。

本件金銭1の占有者である控訴人X1が本件金銭1の所有権を有していないと解すべき特段の事情があるとは認められないから、控訴人X1が本件金銭1を所有していたといふべきである。

5 争点（3）（本件差押処分2に係る国賠法上の違法の有無）について

（1）原判決の引用

後記（2）のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」第3の5を引用する。

（2）付加説明

ア 本件金庫内には、①宛名の記載がない各種封筒（封かんされていないもの）在中の帯封のない金銭合計3724万8000円、②控訴人X1宛ての現金書留封筒（開封済みのもの）在中の帯封のない金銭53万1177円、③控訴人X1宛ての現金書留封筒（未開封のもの）在中の帯封のない金銭17万7059円、④帯封のある金銭2億2800万円の合計2億6595万6236円の金銭が保管されていた。

本件金銭2は、本件金庫内の上記金銭のうちの、①宛名の記載がない各種封筒（封かんされていないもの）のうち、数字のみが記載されたもの在中の帯封のない金銭2786万円、②控訴人X1宛ての現金書留封筒（開封済みのもの）在中の帯封のない金銭の一部53万1150円、③控訴人X1宛ての現金書留封筒（未開封のもの）在中の帯封のない金銭の一部17万7054円である。

イ 本件金庫内には、前記アの金銭のほかに、①控訴人X1宛ての手紙、②「A法律事務所弁護士X1」と印字された封筒在中の社名判、預貯金通帳及び合意書等、③控訴人X1が作成した遺言証書といった控訴人X1の所有する動産類が保管されていた。

これに対し、徴収職員の調査報告書（乙5の1～6）の記載及び写真を検討しても、本件金庫内に控訴人X2が所有することをうかがわせる動産類が保管されていたとは認められない。

ウ 前記ア・イによると、本件金庫内の金銭（本件金銭2を含む。）及び動産類は、控訴人X1が占有していたものと認められる。

控訴人らは、本件金庫があった2階納戸は控訴人X2のみが利用していたと主張するが、本件金庫内の収蔵物の状況（前記イ）等に照らしてもこれを認めることはできず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

そして、本件金庫内の金銭の一部である本件金銭2の占有者である控訴人X1が、その所有権を有していないと解すべき特段の事情があるとは認められないから、控訴人X1がその所有権を有していたというべきである。

エ 控訴人らは、本件金庫内の金銭は、控訴人X2名義の預貯金口座からの払戻金4億1400万円等の金銭合計4億2100万円の一部であると主張しているところ、控訴人X2名義の預貯金通帳（甲8）によると、同人が上記預貯金口座から、ほぼ上記主張に沿う合計4億0400万円（ただし、払戻金から預入金を差し引いた額。）の預貯金の払戻しをしたことが認められる。

しかし、本件金庫内の金銭は合計2億6595万6236円、そのうち帯封のある金銭は合計2億2800万円であり、上記合計4億0400万円の金額と大幅に異なっているが、このような相異が生じたことについて、控訴人らは合理的な説明をしていない。

また、本件金庫内の帯封のある金銭について、帯封の日付けの記載と上記払戻日が一致しているものは、その一部（6000万円程度）にすぎない。

したがって、控訴人X2名義の預貯金口座からの払戻金の本件金庫内に保管されていたものと直ちに認めることはできない。

オ 前記アのとおり、本件金銭2は、本件金庫内の金銭のうちの、①宛名の記載がない各種封筒（封かんされていないもの）のうち、数字のみが記載されたもの在中の帯封のない金銭2786万円、②控訴人X1宛ての現金書留封筒（開封済みのもの）在中の帯封のない金銭の一部53万1150円、③控訴人X1宛ての現金書留封筒（未開封のもの）在中の帯封のない金銭の一部17万7054円であり、これらは、帯封のある金銭には該当しない。

前記イのとおり、本件金庫内には、前記アの金銭のほかに、①控訴人X1宛ての手紙、②「A法律事務所弁護士X1」と印字された封筒在中の社名判、預貯金通帳及び合意書等、③控訴人X1が作成した遺言証書といった控訴人X1の所有する動産類が保管されており、控訴人X1が本件金庫を同人の所有物を保管する場所として継続的に使用していたことが明らかである。他方、控訴人X2が本件金庫を同人の所有物を保管する場所として継続的に使用していたことを認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、仮に本件金銭内の帯封のある金銭の一部の所有権が控訴人X2に帰属するとしても、これをもって、帯封がない金銭（本件金銭2は、その一部である。）の所有権が控訴人X1に帰属することを否定すべき特段の事情に当たるとまではいえない。

したがって、控訴人X1が本件金銭2の所有権を有していたというべきである。

第4 結論

原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

裁判官 杉江 佳治
裁判官 高松 宏之